

副本

訴 状

平成30年3月20日

神戸地方裁判所伊丹支部 御中

原告訴訟代理人弁護士

橋 口

玲



同

金

大

燁



同

平

井

遼

介



同

増

山

健



当事者の表示

別紙のとおり

請求の趣旨及び原因

別紙のとおり

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 15,500,000円

貼用印紙額 68,000円



証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

添 付 書 類

1 甲号証 (写)

各1通

2 委任状

1通

当 事 者 目 録

〒666-0017

兵庫県川西市火打一丁目2番1号419

原 告 西 島 清 順

〒541-0042

大阪府中央区今橋一丁目6番19号 コルマー北浜ビル5階

弁護士法人橋口法律事務所

TEL:06-6210-5720 FAX:06-6210-5722

原告訴訟代理人弁護士 橋 口 玲

同 平 井 遼 介

〒541-0041

大阪府中央区北浜三丁目6番13号 日土地淀屋橋ビル6階

弁護士法人淀屋橋・山上合同（送達場所）

TEL:06-6202-8536 FAX:06-6202-3375

原告訴訟代理人弁護士 金 大 燁

同 増 山 健

〒107-0052

東京都港区赤坂六丁目9番1-703号

被 告 田 中 康 夫

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙1ウェブページ目録記載の各ウェブページを削除せよ
- 2 被告は、YouTubeのインターネットサイト上にある別紙2投稿動画目録記載の各動画を削除せよ
- 3 被告は、別紙3謝罪文目録記載1の謝罪広告を、同記載2の条件により、被告のホームページ (<https://tanakayasuo.me/>) 及び被告のYouTube公式チャンネルのトップページ (<https://www.youtube.com/user/LoveNippon>) に掲載せよ
- 4 被告は、原告に対し、金110万円及びこれに対する平成29年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 5 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに第4項について仮執行の宣言を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第1 当事者

- 1 原告は、後記第2の平成29年12月に神戸メリケンパークで開催された「めざせ！世界一のクリスマスツリーProject」（甲1参照。以下「本件プロジェクト」という。）の実行委員である訴外そら植物園株式会社（甲2。以下「そら植物園」という。）の代表取締役である。
- 2 被告は、長野県知事、参議院議員、衆議院議員を務めた元政治家であり、現在は作家として活動している者であるが、以下で述べるとおり、本件プロジェクトに関連して、原告の名誉を毀損する内容の記事を雑誌に寄稿してその記事を自らの公式ホームページに掲載し、また、原告の名誉を毀損する内容の複数

の動画を自らのYouTube公式チャンネルに投稿した。

## 第2 本件プロジェクトの開催

本件プロジェクトは、富山県氷見市で発見された推定樹齢約150年、全長約30メートル、重量約24トンのあすなるの木（以下「本件樹木」という。）を、神戸メリケンパークに設置された鉢植えに植樹して、平成29年12月2日から同月26日にかけて、クリスマスツリーとしての装飾を施した上イルミネーション等の演出を行って展示するという内容のものである。本件プロジェクトは、神戸市も賛同した神戸開港150年記念事業の関連事業として行われ、阪神・淡路大震災の鎮魂のため始まった神戸ルミナリエと同時期に開催することで、復興した都市として、神戸から東日本大震災や熊本地震などの被災地への鎮魂、そして復興と再生の象徴として、日本中のみならず世界中へ、未来に向けた希望のメッセージを送ることを主たる目的とした事業である。

本件プロジェクトの期間中、本件樹木の周囲にはクリスマスマーケットや飲食店がオープンし、音楽イベント等も開催され、延べ141万人が来場した（甲3）。

## 第3 被告による記事の寄稿と原告の名誉の毀損

### 1 被告による「サンデー毎日」への記事の寄稿と被告ホームページへの掲載

被告は、毎日新聞出版株式会社が出版した雑誌「サンデー毎日」2017年12月24日号に、「被災地・神戸『世界一のクリスマスツリー』狂騒曲」と題する2頁にわたる記事（甲4。以下「本件記事」という。）を寄稿した。本件記事と同一内容のウェブ版記事も、平成29年12月12日付で毎日新聞のウェブサイトに掲載された（甲5。以下「ウェブ版本件記事」といい、「本件記事」と合わせて「本件記事等」という。）。

さらに、被告は、本件記事を別紙1ウェブページ目録記載1のウェブページ

に掲載し、ウェブ版本件記事を別紙1ウェブページ目録記載2のウェブページ（以下これらのウェブページをあわせて「本件ウェブページ」という。）に掲載して、これらのページへのリンクを被告の公式ホームページ（<https://tanakayasuo.me/>。以下「被告公式ホームページ」という。）内に掲載した（甲6）。このようにして、本件記事及びウェブ版本件記事は、現在も公開され続けている。

## 2 本件記事等の内容

- (1) 本件記事等は、本件プロジェクトについて、「この企画は“紛い物”」、「三百代言な『プラントハンター』西島清順」、「<sup>フェイクニュース</sup>虚偽告知したのでは」という表現を用いており、一般的な読者をして、原告が、本件プロジェクトに関し、虚偽の説明を行っているという印象を与える内容となっている。
- (2) また、本件記事等には、「建前とは裏腹な『商魂』が人々に見抜かれた感もある」、「『鎮魂』を大義名分にした『商魂』が、SNSで大炎上」との記載があり、さらに「『鎮魂』『復興』を大義名分に、植物の命を弄ぶ『商魂』そのもの」という表現を用いることにより、一般的な読者をして、原告が、あたかも、本件プロジェクトの実行にあたり、「鎮魂」、「復興」を名目として、虚偽の説明により、金儲けを行っているという印象を与える内容となっている。
- (3) さらに、本件記事等には、「近くで山火事があったときも、この木だけは燃えずに残った奇跡の木だからこそ、神戸という復興と再生の土地に運ぶことで何か感じてもらえる」という「ほぼ日刊イトイ新聞」の内容を引用した後、「昭和13年に1500戸余りが大火で焼失した氷見の中心街からは8kmも離れた山中に群生していた、樹高から推察するに樹齢250年を優に超える樹木の1本を、神戸開港150周年と『符節』を合わせて樹齢150年の『奇跡の木』と<sup>フェイクニュース</sup>虚偽告知したのでは」との記載がある。

当該記載は、原告が、あたかも①本件樹木が実際には火事に遭っていないにもかかわらず、火事で生き残ったかのように虚偽の説明をしていること、②樹齢250年を優に超えているにもかかわらず、神戸開港150周年に合わせて樹齢150年と虚偽の説明をしていることを主張する内容となっている。

加えて、本件記事等は、「而も移植先は『海水液状化土壌』のメリケンパーク。根腐れ必至です。」として、③原告が、本件樹木を、根腐れ必至の土壌に移植したかのように主張している。

これらは、「植物の命を弄ぶ『商魂』」、「三百代言な『プラントハンター』<sup>1</sup>」との表現ともあいまって、一般的な読者に対し、原告が、植物の命を軽視して金儲けをしているかのような印象を与える内容となっている。

### 3 名誉毀損の成立

#### (1) 原告の社会的評価

そら植物園は、「ひとの心に植物を植える」をスローガンとしており、企業、行政機関から依頼を受け、原告が国内外を旅して集めた貴重な植物を用いた空間演出やランドスケープデザイン等の事業を行っている会社である。原告は、そら植物園の代表取締役を務めつつ、そら植物園における業務のために使用する植物を自ら収集するプラントハンター（国内外を問わず、貴重な植物や新種植物を探索、発見し、調達する職業ないし役割のことをいい、17世紀以降のイギリスで、主に王族や貴族のために有用植物や観賞用の植物を、海外まで探しにいった人のことを指す言葉に由来する。以下同じ。）として活動している（甲7）。

原告は、その活動がテレビ番組やニュース等のメディアに取り上げられる

---

<sup>1</sup> 「三百代言」とは「詭弁を弄すること。またその人」を意味する（甲14）

ことも多いほか（甲8の1，甲8の2），植物を通じた活動の功績が讃えられ，平成26年には川西市民文化賞を贈呈され，植物の専門家である「プラントハンター」として広く認知されている人物である。

## （2）本件記事等による原告の社会的評価の低下

前記2に記載の本件記事等の内容は，一般読者をして，原告が，神戸開港150周年に合わせて本件樹木の樹齢を偽ったり，本件樹木とは無関係の火災を持ち出して本件樹木の重要性を誇張しているのではないかといった印象や，本件樹木を根腐れ必至の液状化土壌に移植して植物をぞんざいに扱っているのではないかという印象を与えるものであるとともに，『鎮魂』を大義名分とした『商魂』という見出しや「建前とは裏腹な『商魂』」，「三百代言」，「植物の命を弄ぶ」などの表現と相まって，原告が，植物をぞんざいに扱い，植物に関する虚偽の情報を利用して金儲けを優先させているとの印象を与えるものである。

前記（1）のとおり，原告は，植物の専門家である「プラントハンター」として世間に広く認知されている者であり，本件記事等の一般読者をして，原告が，植物をぞんざいに扱ったり，商売のために植物に関する虚偽の情報の提供や誇張を行っている印象づけることは，原告の社会的評価を低下させるものであることは，明らかである。

したがって，本件記事等の執筆者である被告は，本件記事等の掲載により，原告の名誉を毀損したものである。

## 4 本件記事等が摘示する事実関係が真実ではなく，また真実であると信じることについての相当な理由がないこと

### （1）緒言

そして，本件記事等の主張内容は，以下に述べるように，いずれも真実ではなく，また真実であると信じることについての相当な理由もないから，被

告は、名誉毀損による不法行為責任を免れるものではない。

## (2) 本件樹木と火災について (①)

前記2(3)の①のとおり、本件記事等は、昭和13年の火災が本件樹木とは無関係であったことを挙げて、原告が、本件樹木が実際には昭和13年の火災に遭っていないにもかかわらず、昭和13年の火災で生き残ったかのように虚偽の説明をしたと主張している。

しかし、そもそも原告が本件樹木と関連付けて発言した火災は、昭和62年に発生した火災のことであり、昭和13年の火災と本件樹木とを関連づけて述べたことはない(被告が引用する昭和13年の火災は、そもそも、本件樹木とは無関係である)。被告は、原告が本件樹木と火災とを関連づけた説明をしたことから、自ら火災の内容を確認したようである。しかし、原告が言及したこともない本件樹木とは元々無関係の火災(昭和13年)にたどり着いてしまい、漫然と、昭和13年の火災を根拠に、原告が虚偽の説明をしていると主張しているのである。

このように、昭和13年の火災を根拠に原告が虚偽の説明をしたとの本件記事等の主張が真実でないことは明らかである。

## (3) 本件樹木の樹齢について (②)

次に、前記2(3)の②のとおり、本件記事等は、本件樹木が樹齢250年を優に超えているにもかかわらず、原告が、神戸開港150周年に合わせて樹齢150年と虚偽の説明をしたと主張する。

正確な樹齢は、樹木を切断して年輪の数を確認することによって明らかになるため、本件樹木を切断していない段階での原告の「樹齢150年」という説明は、あくまで推定樹齢のことを言っていることは明らかである。これに対し、被告は、本件樹木につき「樹齢250年を優に超える」として、本件樹木の樹齢が250年を超えていることを前提に、原告が(神戸開港150周年に合わせて)虚偽の説明をしたと主張するのである。



しかし、本件プロジェクト終了後、切断された本件樹木の年輪を確認したところ、年輪から推定される本件樹木の樹齢は151年であり（甲9の1、甲9の2）、被告の上記主張が真実ではないことが明らかになっている。

#### （4）本件樹木の移植先土壤について（③）

さらに、前記2（3）の③のように、本件記事等は、本件樹木が海水液状化土壤のメリケンパークに移植され、根腐れ必至であると主張している。

しかし、本件樹木は、根鉢つきのまま運ばれた後に、本件樹木の維持に必要な処置を施して鉢植えされて設置されたものであり、海水液状化土壤のメリケンパークの土にそのまま移植したものではない。

したがって、原告が、本件樹木を根腐れ必至の土壤に移植したとする本件記事等の主張は真実ではない。

#### （5）真実であると信じるにつき相当な理由もないこと

原告が平成30年2月1日付で被告に送付した通知書（甲10）に対して、被告は、本件記事等の主張内容が真実ではないことにつき、「各種資料の分析と信頼に値する方々への取材に基づく」と反論しているが（甲11）、本件記事等が、インターネット上のSNSに公開された匿名者の発言等の内容を引用していることから明らかなおり、本件記事等は、信憑性の不確かなSNS上の匿名者の発言を漫然と信じ、それを前提として構成されたものであり、真実であると信じることにつき相当な理由は認められない。

## 5 小括

以上のとおり、本件記事等の主張内容は、原告の名誉を毀損するものである。

なお、被告から、本件記事等の主張内容はSNS上の発言を引用したものに過ぎないとか、事実の摘示ではなく論評であるなどの反論が予想される。しかし、本件記事等は、SNSの内容を引用しつつ、間接的ないし婉曲的に、原告の名誉を毀損する事実を摘示するものである。また、仮に本件記事等が論評で

あると評価されたとしても、その前提となる事実につき真実性・真実相当性を欠く。よって、いずれにしても、本件記事等が原告の名誉を毀損することには変わりはない。

#### 第4 被告によるYouTubeへの動画投稿と原告の名誉の毀損

##### 1 被告による動画の投稿

また、被告は、平成29年12月1日から平成30年1月17日にかけて、YouTube上に、「田中康夫YouTube公式チャンネル 田中康夫のだから言わんこっちゃない！」のアカウント ([https://www.youtube.com/channel/UCaZj6F-Y\\_I2XUre5T8eBACQ](https://www.youtube.com/channel/UCaZj6F-Y_I2XUre5T8eBACQ)。以下「被告公式チャンネル」という。)で、別紙投稿動画目録記載の各動画(以下これらの動画をあわせて「本件動画」という。甲12の1ないし甲12の7。その反訳文については甲13の1ないし甲13の7。)を投稿した。本件動画には、いずれも、被告が一人で本件プロジェクト等に関して発言する様子が録画されている。

本件動画の表題は、以下のとおりである。

- ① vol.159『「意識高い系」糸井重里&ほぼ日刊イトイ新聞が「プラントハンター」西島清順と一芝居！ 世界一のクリスマスツリー@神戸Part1 お復習い篇』(平成29年12月1日公開。以下「本件動画vol.159」という。)
- ② vol.160『「意識高い系」糸井重里&ほぼ日刊イトイ新聞が「プラントハンター」西島清順と一芝居！ 世界一のクリスマスツリー@神戸Part2 三百代言なウソ八百篇』(平成29年12月2日公開。以下「本件動画vol.160」という。)
- ③ vol.161『「意識高い系」糸井重里&ほぼ日刊イトイ新聞が「プラントハンター」西島清順と一芝居！ 世界一のクリスマスツリー@神戸Part3

三十六計逃げるに如かず篇』（平成29年12月3日公開。以下「本件動画vol.161」という。）

- ④ vol.168『所詮はチンケな愉快犯だった糸井&西畠コンビ。KOBEクリスマスツリー狂騒曲まとめサイト!』（平成29年12月11日公開。以下「本件動画vol.168」という。）
- ⑤ Vol.183『これぞニッポンの劣化!?Part1 X ‘masツリー弁護士「スラップ」もどきの香ばしい文章作法w』（平成30年1月5日公開。以下「本件動画vol.183」という。）
- ⑥ Vol.184『これぞニッポンの劣化!?Part2 自称「プラハン」から学ぶ「喧嘩の仕方」w』（平成30年1月6日公開。以下「本件動画vol.184」という。）
- ⑦ Vol.192『やっぱり「奇跡の木」は大ウソだった（爆）炎上し続けるw KOBEクリスマスツリーその後!』（平成30年1月17日公開。以下「本件動画vol.192」という。）

## 2 各動画の内容及び原告に対する名誉毀損

### (1) 本件動画vol.159（甲12の1及び甲13の1）

ア 本件動画vol.159には、以下の発言が含まれている。

- ①「寿命が150年どころか300年というもの」
- ②「この木は昭和初期に氷見で大火があったときにもたった1本だけ残った奇跡の木だ、というふうにしばたけさん仰っているんですが、これが全くの嘘八百だった」
- ③「氷見の大火というのは町の中であって、この木が生えていたところは町の大火があったところから8キロも離れているではないか」
- ④「愉快犯以外の何でもありません」
- ⑤「なぜ、そこまで、嘘をついて、奇跡の一本残った木などといって見世

物にして」

イ 上記①は、本件樹木の推定年齢が150年であるとした原告の説明が虚偽である旨を摘示したものであり、上記②、③及び⑤は、原告が、本件樹木とは無関係の（昭和13年の）火災を、事実と反して本件樹木と関連付けて説明したとの事実を摘示するものである。また、上記④は、原告を「愉快犯」（「世間を騒がせてそれを楽しむ犯罪、またはその犯人」を意味する。甲14）と呼びつけ、上記①、②、③及び⑤とあいまって、原告が、本件樹木について意図的に虚偽の説明を行っていたとの事実を摘示するものである。

以上は、いずれも、植物の専門家であるプラントハンターとして世間で著名な原告の社会的評価を下げるものであり、原告の名誉を毀損するものである。

## （2）本件動画v o l . 1 6 0（甲12の2及び甲13の2）

ア 本件動画v o l . 1 6 0には、以下の発言が含まれている。

- ①「これは、たった1本大火で残った木だと言うフェイクのお話の中から始まってきたわけでございます。」
- ②「これはまさにアフリカのライオンハンティングと一緒にじゃないですか。これはアメリカからやってきたお金持の女性がですね、のちほど下にP D, J P E Gでおつけしますけどもライオンを殺したときの写真です。そしてその自分の子どもがそのライオンのところで何かスマホをやっている。そしてこうやって嬉しげに誇らしげにいる男の人たちがいる。これはですね大変な世界的な指弾を浴びたわけですね」
- ③「三百代言な嘘八百編、まさにこのにしばたけ氏は、自分が自分で言っていることがどうもわからなくなっているようなサイコパスになられているのでなからうか。」

④「全くの愉快犯なのではなからうか」

イ 上記①は、原告が本件樹木とは無関係の（昭和13年の）火災を、事実  
に反して本件樹木と関連付けて説明したとの事実を摘示するものである。  
また、上記②ないし④は、原告が本件イベントを行ったことが、ライオン  
を殺して嬉しげに誇らしげにしていることと同じだと述べ、原告を、三百  
代言（詭弁を弄すること。またはその人。甲14。）、サイコパス（精神病  
質の俗称。甲14。）、愉快犯（世間を騒がせてそれを楽しむ犯罪、または  
その犯人。甲14。）と評し、原告が、本件樹木について意図的に虚偽の  
説明を行っていたとの事実を摘示するものである。

以上は、いずれも、植物の専門家であるプラントハンターとして世間で  
著名な原告の社会的評価を下げるものであり、原告の名誉を毀損するもの  
である。

### (3) 本件動画vol. 161（甲12の3及び甲13の3）

ア 本件動画vol. 161には、以下の発言が含まれている。

- ①「これは氷見の火事は町の中で、そこから8キロ以上離れていたのでは  
その時は木には延焼していないというがその後多くの方によって立証され  
ております。」
- ②「何しろ三百代言なのは、この生木のツリーとして、つまりロックフェ  
ラーセンターで31メートル以上の木が立ったこともあるんだそうでござ  
います。」
- ③「たった一本だけ残った奇跡の木などと言ってそれをそのまま持ってき  
たなどとおっしゃるから、話がややこしいどころじゃなくて三百代言  
で」
- ④「みなさんがこのツリーを見て何を考え何を思うかが本当の狙いだとい  
う愉快犯の方とは異なる形で」

イ 上記①及び③は、原告が本件樹木とは無関係の（昭和13年の）火災を、事実に反して本件樹木と関連付けて説明したとの事実を摘示するものであり、上記②は、原告が、本件樹木が世界一樹高の高いクリスマスツリーとなる旨説明したことが虚偽であるとの事実を摘示するものである。そして上記④は、原告を愉快犯呼ばわりし、上記①、②及び③とあいまって、原告が、本件樹木について意図的に虚偽の説明を行っていたとの事実を摘示するものである。

以上は、いずれも、植物の専門家であるプラントハンターとして世間で著名な原告の社会的評価を下げるものであり、原告の名誉を毀損するものである。

#### (4) 本件動画v o l . 1 6 8 ( 甲 1 2 の 4 及 び 甲 1 3 の 4 )

ア 本件動画v o l . 1 6 8 には、以下の発言が含まれている。

- ①「全部、以前に使ったフリップもお見せしていますが、まさにこれは、アフリカの無慈悲なライオンハンティングと一緒にじゃないかということ私を申し上げました。」
- ②「移植しますといいながら、こんな海のそばの、海端の海水で液状化しているような土壌のところにあすなろの木を植えてそれがもつわけもない。」
- ③「その変だよねっていうイベントを愉快犯的になさったのが、このそら植物園の代表のプラントハンター西島清順さん。まさに、プラントハンターと言っている段階です、これは、無慈悲なアフリカのライオンハンターと同じでございます。」
- ④「今回の1本の木、150年って言いながら実は250年くらいの寿命じゃないのか」
- ⑤「この幹の高さからすれば、250年だよねということがばれてしまっ

た。」

⑥「その後、まあバングルにするとか、あるいは、なんか、キリスト教なのに神社の鳥居にするとおっしゃる三百代言だそうですねでも、まあそういうサイコパスな発言も許してあげよう、いや、許せないんだけど、変よねってみなさん思ってるじゃないかということだと思います。」

⑦「まさに愉快犯の人たちが行ったもの」

イ 上記②は、本件樹木を根腐れ液状化土壌に移植したという事実を摘示するものであり、上記④及び⑤は、原告が本件樹木の樹齢について250年であるところを150年と偽って説明したとの事実を摘示するものである。そして、上記①、③、⑥及び⑦は、原告を愉快犯、三百代言、サイコパスと評し、上記②、④及び⑤並びに前記(1)ないし(3)のような動画における発言とあいまって、原告が、本件樹木について意図的に虚偽の説明を行っていたとの事実を摘示するものである。

以上は、いずれも、植物の専門家であるプラントハンターとして世間で著名な原告の社会的評価を下げるものであり、原告の名誉を毀損するものである。

#### (5) 本件動画vol. 183 (甲12の5及び甲13の5)

ア 原告代理人は、平成29年12月28日付で、本件記事を出版した株式会社毎日新聞社及びウェブ版本件記事を投稿した毎日新聞出版株式会社に対し、本件記事及びウェブ版本件記事が原告の名誉を毀損するものであるから削除されたい旨を通知する内容証明郵便を送付し(甲15の1, 甲15の2)、さらに、被告に対しても、被告公式ホームページのお問い合わせページを通じて、正式な抗議のための書面送付先の照会を行った(甲16の1, 甲16の2)。

そうしたところ、被告は、平成30年1月5日、本件動画vol. 18

3を投稿した。

イ 本件動画v o l . 1 8 3には、以下の発言が含まれている。

- ①（原告代理人が毎日新聞社に送付した内容証明郵便について説明しながら）「目指せ世界一のクリスマスツリープロジェクトに関して虚偽の説明をその西島さんたちが行っていると印象づける内容となっているというふうに思い込んでいらっしゃるわけですよ」
- ②「1本に残った奇跡の木とは到底ですなぁ三陸の話とは見えないような状況ということは皆さんも十分ご承知なわけでございますねぇ。なのにこれを虚偽のように伝えているという。」
- ③「依頼人に対して三百代言とかサイコパスと呼ばれていることは依頼人を侮辱するというのがやっしーの方のメールに書いてあったんですよ。でも、三百代言じゃございませんか？あるいはサイコパスじゃございませんか？」

ウ 上記①は、原告が主張する内容につき、「思い込んでいらっしゃる」と表現することで、間接的に原告の主張が誤りであり、原告による説明がやはり虚偽であったとの事実を摘示するものである。また、上記②は、本件樹木が火災にもかかわらず焼けずに残ったものではないと主張するものであり、上記（1）ないし（3）において、本件樹木が火災に遭ったにもかかわらず生き残ったとする原告の説明が虚偽であると被告が繰り返し指摘していたことともあいまって、間接的に、原告の説明が虚偽であることを摘示するものとなっている。そして、上記③は、引き続き原告を「三百代言」や「サイコパス」と評することで、婉曲的に原告が虚偽の説明を行っている事実を摘示するものである。

以上は、いずれも、植物の専門家であるプラントハンターとして世間で著名な原告の社会的評価を下げるものであり、原告の名誉を毀損するものである。



(6) 本件動画v o l . 1 8 4 (甲12の6及び甲13の6)

ア さらに、その後、平成30年1月6日に投稿された本件動画v o l . 1 8 4には、以下のような発言が含まれている。

- ① 「彼はとても良いことを言ってるんですね。」と評した池本孝慈氏の発言を引用して)「もはや虚偽広告とっていいくらい嘘ばかり、嘘という表現が強すぎるならば、真偽が定かではない情報をもとに広告が作られています。」
- ② 「そしてつまりこれは、私が東京新聞の12月24日の中で言ったように、話を盛りすぎているということです。」
- ③ 「本質のコアの部分が何も無いのにですね、ほとんどゼロに等しいところから話ばかりを作ってしまったということですね、奇跡の木であるとか。」

イ 上記②及び③は、本件プロジェクトに関して原告が話を過度に誇張していることを主張するものであるが、それに加えて、上記①の池本氏の発言を肯定的に捉える旨の発言をした上で引用をしたことと相まって、原告が本件プロジェクトに関し虚偽の説明をして広告を行っているという事実を摘示するものである。これは、原告の社会的評価を下げるものであり、原告の名誉を毀損するものである。

(7) 本件動画v o l . 1 9 2 (甲12の7及び甲13の7)

ア そして、平成30年1月17日に投稿された本件動画v o l . 1 9 2には、以下の発言が含まれている。

- ① 「わたくしがあの、火事で生き残ったかのように書いてるのはおかしいんじゃないのか、ということ、そんなことねーんだと、火事で生き残った木だあーとその三百代言様は仰っているわけなんでございます。」

②「まあこれだけのことを言ってきているのをわたくしが三百代言と、言ったのがいけないとかですねえー。さすがにだってー、全然違うことを糸井さんとの対談とその前とほぼ日で言っていることと違うんですから、ほとんどサイコパスだと言ったことは、わたしはやっぱりそうなんじゃないのかなーと、まあやはりこの奇跡は、この奇跡の木は大嘘でございます。」

イ 上記①は、原告代理人による主張内容に反論しながらも、原告のことを「三百代言」すなわち嘘つきであると表現することで、原告が本件樹木が火事にもかかわらず生き残ったものであると説明したことが虚偽であるとの事実を摘示するものである。さらに、上記②については、原告のことを三百代言やサイコパスと評した上で、本件樹木に関する原告の説明を「大嘘」と指摘し、原告の本件プロジェクトに関する説明が虚偽である旨の事実を摘示するものとなっている。

以上は、いずれも、原告の社会的評価を下げるものであり、原告の名誉を毀損するものである。

### 3 小括

上記の本件動画における被告による各発言は、本件記事等が前提とする事実関係をより詳細に説明して、嘘つきを意味する「三百代言」や、「愉快犯」、「サイコパス」といった語を用いて、原告が本件プロジェクトや本件樹木について虚偽の説明を行ったり、本件樹木を根腐れ必至の液状化土壌に移植する等している旨の事実を繰り返し摘示しているものである。

これにより、原告の社会的評価が低下していることは明らかであるから、本件動画の投稿者である被告は、原告の名誉を毀損したものである。

## 第5 損害の発生とその額

## 1 慰謝料

本件記事は、平成29年12月12日以降、「サンデー毎日」に掲載されて日本全国で販売され、公開された。また、ウェブ版本件記事も、同日以降、毎日新聞のホームページ内において公開されており、平成30年1月12日頃には掲載期限を過ぎて削除されたものの、その後現在に至るまで被告が被告公式ホームページ内において掲載し続けている。さらに、被告は、本件動画の各動画を断続的に投稿、公開した上で、これら本件記事等や本件動画に関する一連の経過を、被告公式ホームページ内で逐次更新して嘲笑するかの様子でまとめる(甲6)等して流布している。しかるに、原告は、これら一連の本件記事、ウェブ版本件記事及び本件動画の投稿や公開等により、その名誉を著しく毀損されているのであり、原告の活動、ひいてはそら植物園の業務にも深刻な影響を与えかねず、被告の名誉毀損により被った損害は甚大である。

また、被告は、原告代理人らが被告に対して本件動画v o l . 1 6 1、本件動画v o l . 1 6 8及び本件動画v o l . 1 8 3の削除等を求めた(甲10)にもかかわらず、全く応じないばかりか、原告代理人を通じて本件動画が原告の名誉を毀損するものである旨の申し出を受けた以降も、「三百代言」や「サイコパス」など原告を侮辱する発言を執拗に繰り返し、ついにはその批判は原告代理人にも及び、原告代理人からの通知書(甲10)を被告公式ホームページにアップロードして公開するなどしている。このように、被告は、原告が代理人を通じてその発言の削除を求めた後にも、これに応じないばかりか、さらに原告に対する誹謗中傷を繰り返しており、名誉毀損の態様は極めて悪質である。

以上の事情を踏まえれば、原告の被った損害を金銭に換算すれば、金100万円を下らない。

## 2 弁護士費用

原告は、本件訴訟提起及び訴訟追行を弁護士に委任しており、被告が負担すべき弁護士費用の額は、上記慰謝料額の1割である金10万円を下らない。

## 第6 本件記事、ウェブ版本件記事及び本件動画の削除並びに謝罪広告の必要性

### 1 削除の必要性

#### (1) 本件記事等が掲載された本件ウェブページ

本件記事等による原告に対する名誉毀損は、その内容が、植物の情報に関する虚偽説明などを指摘するものであって、著名な「プラントハンター」として活動している原告の活動に対する社会の信頼を揺らがせる、原告の社会的評価を著しく低下させるものであって、その侵害の程度は重大なものである。そして、被告は、現在、本件記事等を被告公式ホームページからリンクされた本件ウェブページにて自ら掲載しており、同ページにおける本件記事等の掲載が続く限り、その内容が公衆の目に触れ、一度目に触れれば、原告が植物に関する虚偽の情報を提供しているものとの印象を与え、原告の社会的評価に回復し難い損害を与えることとなる。しかも、本件ウェブページは、インターネット上の投稿であって容易に転載が可能で拡散の危険が高い。以上からして、本件ウェブページの削除の必要性は高い。

そして、本件記事等は、前記第3の2に記載した内容の他、記事全体の内容から間接的ないし婉曲的に原告が虚偽の説明を行っている旨の事実を摘示し、不可分一体のものとして原告の名誉を毀損するようなものとなっている以上、一部のみの表現を削除するのみでは足りず、記事全体が削除されなければ、原告の社会的評価の低下を防止することができない。そして、本件ウェブページには、それぞれ本件記事及びウェブ版本件記事のみが掲載されているのであるから、本件ウェブページそのものが削除されなければならない。

以上からして、本件ウェブページについては、そのページ自体が削除され

る必要がある。

## (2) 本件動画

また、本件動画についても、前記(1)と同様に、掲載が継続される限り原告の社会的評価を著しく低下させるものであり、削除する必要性が大きい。これら本件動画は、全体の内容として原告の社会的評価を低下させているうえ、動画という性質上、その一部のみを削除することが事実上困難であることから、その全体の削除が必要不可欠である。

## 2 謝罪広告の必要性

また、本件記事等及び本件動画が、日本全国の読者やインターネットユーザーを対象に公開され、かつ本件動画の各動画が断続的に投稿、公開されていること等を踏まえれば、原告に対する名誉毀損の程度は深刻である。

また、前記1のとおり、その内容が、植物の情報に関する虚偽説明などを指摘するものであって、著名な「プラントハンター」として活動している原告の活動に対する社会の信頼を揺らがせるものであって、単なる金銭による事後的賠償のみでは到底その名誉が回復され得るものではない。本件記事等及び本件動画に関し、事実と異なる評価を有するに至った読者・インターネットユーザーに対し、それが事実と反することを周知させることこそ、原告の名誉回復に必要不可欠である。

したがって、被告が運営管理する被告公式ホームページ及び被告公式チャンネルにおいて、別紙3謝罪文目録記載のとおり、謝罪文を掲載させることが相当である。

## 第7 結語

よって、原告は、被告に対し、以下のとおり求めるものである。

- ① 原告の人格権に基づく妨害排除請求権として、本件ウェブページの削除、及び本件動画の削除。
- ② 不法行為による損害賠償請求権として、金110万円及びこれに対する不法行為の日（本件動画v o l . 1 5 9の掲載日）である平成29年12月1日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払い。
- ③ 原告の名誉回復のための適当な処分（民法723条）として、別紙3謝罪文目録記載1の謝罪広告を、同記載2の条件により、被告のホームページ（<https://tanakayasuo.me/>）及び被告のY o u T u b e公式チャンネルのトップページ（<https://www.youtube.com/user/LoveNippon>）へ掲載すること。

以 上

別紙1

ウェブページ目録

- 1 URL `http://tanakayasuo.me/top/wp-content/uploads/2017/12/3a6e0d59b4098af93153b10aeb358851.pdf`
  
- 2 URL `http://tanakayasuo.me/top/wp-content/uploads/2018/01/0d727f802809a32179b7628f957a050b.pdf`

投稿動画目録

- 1 表題 vol.159 『「意識高い系」糸井重里&ほぼ日刊イトイ新聞が「プラントハンター」西島清順と一芝居！ 世界一のクリスマスツリー@神戸Part1 お復習い篇』  
掲載URL <https://www.youtube.com/watch?v=W2vJflfmoRA>
- 2 表題 vol.160 『「意識高い系」糸井重里&ほぼ日刊イトイ新聞が「プラントハンター」西島清順と一芝居！ 世界一のクリスマスツリー@神戸Part2 三百代言なウソ八百篇』  
掲載URL <https://www.youtube.com/watch?v=mo0g7lcrjBE>
- 3 表題 vol.161 『「意識高い系」糸井重里&ほぼ日刊イトイ新聞が「プラントハンター」西島清順と一芝居！ 世界一のクリスマスツリー@神戸Part3 三十六計逃げるに如かず篇』  
掲載URL <https://www.youtube.com/watch?v=k246nhQz1Y8>
- 4 表題 vol.168 『所詮はチンケな愉快犯だった糸井&西島コンビ。KOBECクリスマスツリー狂騒曲まとめサイト！』  
掲載URL [https://www.youtube.com/watch?v=zj\\_xcjunlQU](https://www.youtube.com/watch?v=zj_xcjunlQU)



- 5 表題 Vol. 183 『これぞニッポンの劣化！？Part1 X'mas  
ツリー弁護士「スラップ」もどきの香ばしい文章作法w』  
掲載URL <https://www.youtube.com/watch?v=Ek983NAQqes>
- 6 表題 Vol. 184 『これぞニッポンの劣化！？Part2 自称「プラハン」  
から学ぶ「喧嘩の仕方」w』  
掲載URL <https://www.youtube.com/watch?v=AxbS-uI5eew>
- 7 表題 Vol. 192 『やっぱり「奇跡の木」は大ウソだった（爆）炎上  
し続けるw KOBEクリスマスツリーその後！』  
掲載URL [https://www.youtube.com/watch?v=\\_eFfoZkXjTE](https://www.youtube.com/watch?v=_eFfoZkXjTE)

## 謝 罪 文 目 録

### 1 謝罪文本文

私は、「サンデー毎日」（2017年12月24日号）において、「被災地・神戸『世界一のクリスマスツリー』狂騒曲」との見出しで、「めざせ！世界一のクリスマスツリーProject」において使用された樹木について、貴殿が、同樹木が火災から焼け残ったと虚偽の説明をしたこと、同樹木の推定樹齢が150年であると虚偽の説明をしたこと、同樹木を根腐れ必至の海水液状化土壌に移植したことを記載し、貴殿について誤った印象を読者に与える記事を掲載し、同内容の記事が毎日新聞のウェブサイトにも掲載されました。

さらに、私は、私のYouTube公式チャンネルで投稿した動画において、上記と同様に真実とは異なる内容を含むことを発言したことに加えて、貴殿のことを「三百代言」、「サイコパス」及び「愉快犯」と発言しました。

これらにより、貴殿の名誉を毀損して多大なご迷惑をおかけしましたので、謹んで謝罪いたします。

### 2 掲載の条件

期 間	1か月以上
表 題	「西島清順殿に対する謝罪広告」
文字の大きさ	表題部は18ポイント以上、謝罪文本文は12ポイント以上